

新型コロナウイルス出席停止期間早見表

※令和4年9月7日より適用

※原則、療養・待機期間については、医師や保健所の指示に従う。千葉県検査キット使用時などは、指示がないため国の基準に基づいたこの表の日数をお知らせし、療養・待機していただく。すべて出席停止扱いになる。また、登校再開後の治癒証明書や陰性証明書は不要。

		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	
罹患者	症状あり 発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合	例1 発症日から5日目で回復  発症日 出席停止	7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過しているため 8日目から登校可能					症状軽快   24H			登校可能 			
	例2 発症日から8日目で回復	発症日  出席停止	7日間経過したが、症状軽快から24時間経過していない							症状軽快   24H		登校可能 		
	無症状 検体採取日から7日間を経過した場合	検体採取日  出席停止	5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、6日目に解除可能									登校可能 		
	濃厚接触者 陽性者との最終接触日から5日間6日目に解除	例1 症状なし  最終接触日 出席停止	ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除可能となる						登校可能 	【濃厚接触者の定義】 ・感染者と同居又は長時間の接触があった者 ・適切な感染防護なしに感染者を介護していた者 ・感染者の飛沫に直接触れた可能性の高い者 ・1m以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある ・手で触れることのできる距離（目安1m）で必要な感染予防策（適切なマスクの着用）なしで、感染者と15分以上の接触があった者				
例1 2日目に症状出現	最終接触日  出席停止	発症日  出席停止	濃厚接触者が発症した場合は、発症した日から7日間経過、かつ症状軽快後24時間経過するまで出席停止										登校可能 	

【同居する家族が濃厚接触者に特定された場合】PCR検査等を受けることになった場合、結果が判明するまで出席停止とすることが可能（千葉県が「ドライブイン」より）